

消費・安全対策交付金 (プラムポックスウイルス根絶対策事業)

【228百万円】

対策のポイント

プラムポックスウイルス（和名：ウメ輪紋ウイルス）について、平成26年度の調査によって各地で感染が確認されたことから、植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、感染植物等の伐採を行います。

<背景／課題>

- ・ウメやモモなどの重要病害であるプラムポックスウイルス（PPV）※について、平成26年度の全国調査の結果、一部地域で根絶が確認された一方、7都府県27市区町において感染植物が確認されました。特に、PPVの感染が広範囲に及ぶ大阪府及び兵庫県については、PPVのまん延防止及び早期根絶を図るため、感染植物等の伐採を迅速に進める必要があります。

※ プラムポックスウイルス（PPV）とは、和名をウメ輪紋ウイルスといい、ウメ、モモなどの果樹に感染し、果実が成熟前に落果するなどの経済的な被害を与えるおそれのある重要病害。

政策目標

国内におけるプラムポックスウイルスのまん延防止・早期根絶

<主な内容>

緊急防除区域における、PPVのまん延防止・早期根絶を図るために必要な感染植物等の伐採・焼却に係る経費（補償費及び処分費）等を支援します。

（ 交付率：10／10
事業実施主体：大阪府、兵庫県 ）

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課 （03-3502-5976）]

プラムポックスウイルス根絶対策事業

【平成26年度補正予算 消費・安全対策交付金 228百万円】

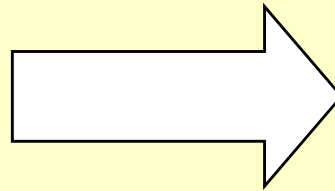
- ・ プラムポックスウイルス（PPV、和名：ウメ輪紋ウイルス）については、ウメやモモなどの国内の重要な果樹類に感染し、成熟前に果実が落ちるなどの甚大な農業被害を与える病原であり、我が国では、平成21年に初めて発生が確認され、農業生産のみならず、観光業や造園業などの地域経済に多大な影響。
- ・ 平成26年2月から9月に行われた全国的な調査の結果、一部地域で根絶が確認された一方、7都府県27市区町においてPPVの感染植物が確認されました。特に、PPVの感染が広範囲に及ぶ大阪府及び兵庫県については、国内におけるPPVの早期根絶を図るため感染植物等の伐採を迅速に進める必要。

緊急防除の実施

PPVの感染確認



左：ウメの葉の症状
右：モモの果実の症状（外国での例）



植物防疫法に基づく
緊急防除

- ・ 感染のおそれがある植物の移動禁止
- ・ 感染植物等の処分（伐採・焼却）



左：ウメの苗生産園地
右：感染植物の処分

国内におけるPPVのまん延防止・早期根絶に必要な支援を実施

PPVの特徴

- ・ 被害植物：ウメ、モモ、スモモ等に広く感染
- ・ 被害：葉に退緑斑紋（一部の色落ち）や輪紋、果実が成熟前に落果して収穫量が減少、果実表面の斑紋による商品価値の低下
- ・ 感染経路：感染植物の移動、アブラムシの媒介
- ・ 防除方法：感染植物の処分（根絶）、感染植物の移動禁止（まん延防止）、アブラムシの防除（まん延防止）